

平成 2 0 年第 2 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期6月9日 ～ 6月18日：10日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
6 月 9 日	月	開 議 午前 1 0 時		1. 会期の決定 2. 同意第 2 号、第 3 号 3. 承認第 5 号～第 8 号 4. 議案第 2 9 号～第 3 1 号 「議案上程・提案理由説明」 「 質疑・討論・採決 」
6 月 1 0 日	火	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問
6 月 1 1 日	水	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問 2. 承認第 5 号～第 8 号 3. 議案第 2 9 号～第 3 1 号 「 質疑・討論・採決 」 「 委員会付託 」
6 月 1 2 日	木	休 会	委 員 会	
6 月 1 3 日	金	休 会	委 員 会	
6 月 1 4 日	土	休 会		
6 月 1 5 日	日	休 会		
6 月 1 6 日	月	休 会	委 員 会	
6 月 1 7 日	火	休 会	委 員 会	
6 月 1 8 日	水	開 議 午前 1 0 時		1. 議案第 2 9 号～議案第 3 1 号 2. 意見書案第 7 号～第 1 3 号 3. 承認第 3 号、第 4 号 「議案上程・提案理由説明」 「質疑・討論・採決・委員長報告」

諸 般 の 報 告

第 2 回中間市議会定例会

平成 2 0 年 6 月 9 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から 3 月 1 7 日、4 月 2 2 日、2 8 日、5 月 1 9 日付でそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成 1 9 年度 1 月分～ 2 月分 |
| (2) 病 院 事 業 会 計 | 平成 1 9 年度 1 月分～ 2 月分 |
| (3) 水 道 事 業 会 計 | 平成 1 9 年度 1 月分～ 2 月分 |

2. 地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から 3 月 2 7 日、4 月 3 0 日、5 月 2 7 日付で受領した。

記

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 下 水 道 課 | 平成 1 7 年度、平成 1 8 年度 |
| (2) 選挙管理委員会事務局 | 平成 1 7 年度、平成 1 8 年度 |
| (3) 総 務 課 | 平成 1 8 年度、平成 1 9 年度 |
| (4) 生涯学習課、中央公民館、働く婦人の家 | 平成 1 8 年度、平成 1 9 年度 |

3. 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、下記の法人の経営状況を説明する書類を市長から 6 月 6 日付で受領した。

記

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 中間市土地開発公社 | |
| ・平成 1 9 年度中間市土地開発公社事業会計決算書及び決算審査意見書 | |
| ・平成 2 0 年度中間市土地開発公社事業計画書及び会計予算書 | |

4. 地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、下記の繰越明許費繰越計算書を市長から 5 月 3 0 日付で受領した。

記

- | |
|--------------------------------|
| (1) 平成 1 9 年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書 |
|--------------------------------|

(意見書の提出)

平成 2 0 年 3 月 5 日及び 2 8 日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- | |
|------------------------------|
| (1) 道路整備に関する必要な財源の確保についての意見書 |
| (2) 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書 |
| (3) 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書 |
| (4) 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書 |
| (5) 乳幼児医療費助成制度の創設等を求める意見書 |
| (6) 米兵による女子中学生拉致暴行事件に関する意見書 |

平成20年 第2回 6月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成20年 6月 9日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

平成20年 6月 9日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 中間市農業委員会委員の推薦
- 日程第 3 同意案第2号 中間市等公平委員会の委員の選任について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 同意案第3号 教育委員会の委員の任命について
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第5 提案理由説明)
- 日程第 6 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第6～日程第8 提案理由説明)
- 日程第 9 第29号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第10 第30号議案 中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第11 第31号議案 中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例
(日程第9～日程第11 提案理由説明)
- 日程第12 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 中家多恵子君 | 2 番 佐々木晴一君 |
| 3 番 安田 明美君 | 4 番 植本 種實君 |
| 5 番 宮下 寛君 | 6 番 青木 孝子君 |

7 番	原田 隆博君	8 番	井上 太一君
9 番	掛田るみ子君	10 番	草場 満彦君
11 番	中尾 淳子君	12 番	古野 嘉久君
13 番	上村 武郎君	14 番	井上 久雄君
15 番	山本 慎悟君	16 番	堀田 英雄君
17 番	片岡 誠二君	18 番	下川 俊秀君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	船津 春美君	総務部長	………	柴田 芳夫君
市民部長	………	中野 諭君	保健福祉部長	………	伊東 久文君
福祉事務所長	………	藤井 紀生君	建設産業部長	………	野上 忠良君
教育部長	………	牧野 修二君	上下水道局長	………	村田 猛君
市立病院事務長	………	行徳 幸弘君	消防長	………	一田 健二君
経営企画課長	………	小島 一行君	総務課長	………	白尾 啓介君
こども育成課長	………	溝口 悟君	健康増進課長	………	中尾三千雄君
産業振興課長	………	今井 秀明君	教育総務課長	………	中村信一郎君
市立病院課長	………	成光 嘉明君	財政課長補佐	………	高橋 洋君

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しております。

これより平成20年第2回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から6月18日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は10日間と決しました。

日程第2. 中間市農業委員会委員の推薦

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、中間市農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

今回、推薦を求められております委員は2名であります。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市農業委員会委員に宮下寛君及び原田隆博君の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました両君を中間市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました両君を推薦することに決しました。

日程第 3. 同意案第 2 号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 3、同意案第 2 号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第 2 号中間市等公平委員会の委員の選任について提案理由を申し上げます。

本市の公平委員であります城戸真一氏の任期が本年 6 月 30 日で満了いたします。

つきましては、後任の委員といたしまして、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し優れた識見を有しておられます成清龍太郎氏を選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第 2 号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより、同意案第 2 号中間市等公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は 18 人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（井上 太一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	中家多恵子議員	2 番	佐々木晴一議員
3 番	安田 明美議員	4 番	植本 種實議員
5 番	宮下 寛議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	原田 隆博議員	9 番	掛田るみ子議員
10 番	草場 満彦議員	11 番	中尾 淳子議員
12 番	古野 嘉久議員	13 番	上村 武郎議員
14 番	井上 久雄議員	15 番	山本 慎悟議員
16 番	堀田 英雄議員	17 番	片岡 誠二議員
18 番	下川 俊秀議員	19 番	米満 一彦議員

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に原田隆博君及び上村

武郎君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち賛成 17 票、反対 1 票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、同意案第 2 号についてはこれを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時08分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

_____ . _____ . _____

日程第 4. 同意案第 3 号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 4、同意案第 3 号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第 3 号教育委員会の委員の任命について提案理由を申し上げます。

本市の教育委員であります千々和晴美氏の任期が本年 6 月 30 日で満了いたします。

本年度から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、同法律第 4 条第 4 項の規定により、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされております。

つきましては、後任の委員の任命に当たり、保護者であり、教育行政に高い識見を有しておられます河本直子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第 3 号は、委員会の付託を省

略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより同意案第3号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(井上 太一君)

ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長(井上 太一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	佐々木晴一議員
3 番	安田 明美議員	4 番	植本 種實議員
5 番	宮下 寛議員	6 番	青木 孝子議員

7 番	原田 隆博議員	9 番	掛田るみ子議員
10 番	草場 満彦議員	11 番	中尾 淳子議員
12 番	古野 嘉久議員	13 番	上村 武郎議員
14 番	井上 久雄議員	15 番	山本 慎悟議員
16 番	堀田 英雄議員	17 番	片岡 誠二議員
18 番	下川 俊秀議員	19 番	米満 一彦議員

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に掛田るみ子さん及び古野嘉久君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成17票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、同意案第3号についてはこれを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、承認第5号

○議長（井上 太一君）

これより日程第5、承認第5号の専決処分を議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第5号中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年4月1日付で専決処分といたしましたので、その提案理由を申し上げます。

ご承知のように、本市では厳しい行財政事情の中、行財政集中改革プランに基づき財政健全化に向けた取り組みを全庁的に行っているところでございます。

この取り組みの一環として、市長・副市長・教育長の給与につきましては、平成15年度から減額措置を行っておりますが、今年度も引き続き同様の減額を行うため、本年4月1日付で関係条例の改正について専決処分といたしましたものでございます。

改正の内容といたしましては、市長につきましては10%、月額にいたしまして8万9,000円減額し、また副市長につきましては7%、月額にいたしまして5万1,000円減額し、教育長につきましては4%、月額にいたしまして2万6,000円減額するものでございます。

この減額措置により年間254万8,000円の財政効果がございます。わずかな効果額ではございますが、今後でもできる限りの節減を行い、財政健全化に向けた取り組みを進めてまいり所存でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております専決処分に対する質疑は6月11日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第6. 承認第6号

日程第7. 承認第7号

日程第8. 承認第8号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第6、承認第6号から日程第8、承認第8号までの専決処分3件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第6号から承認第8号までは関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本年4月30日に地方税法の一部が改正されましたことに伴い、中間市市税条例、中間市都市計画税条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が4月30日となっておりましたことから、同日付で専決処分といたしましたものでございます。

改正の主な内容についてその概要をご説明申し上げます。

まず住民税の改正でございますが、1点目は、寄附金控除の控除方式を所得控除から税

額控除に改めるとともに、寄附金控除の上限を総所得金額等の25%から30%に引き上げ、下限額を10万円から5,000円に引き下げるものでございます。

2点目は、地方公共団体に対する寄附金税制、いわゆる、ふるさと寄附金制度の創設でございます。この制度は、5,000円を超える部分の寄附金について、所得割額のおおむね1割を限度とし、所得税と合わせて全額を控除するものでございます。

3点目は、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の年金受給者に対し、老齢基礎年金等から住民税を特別徴収する改正でございます。

以上の改正は平成21年4月1日から施行し、老齢基礎年金等からの住民税の特別徴収は平成21年10月1日から実施するものでございます。

次に、固定資産税の改正でございます。

改正の概要といたしましては、住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅において平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税に限り税額の3分の1を減額するものでございます。

また、長期にわたり利用できる質の高い住宅の建設を促進するため、平成20年10月1日から平成22年3月31日までの間に新築された長期優良住宅について、新築から5年分の固定資産税の税額の2分の1を減額するものでございます。

なお、都市計画税条例の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、本条例中引用しております条文の整備を行うものでございます。

最後に、国民健康保険税の改正でございます。

今回の条例改正は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、課税賦課限度額の変更を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、改正前の国民健康保険税の算定は、医療分の所得割額10.8%、均等割額2万1,600円、平等割額2万5,400円、限度額が56万円でしたが、改正後は、医療分の所得割額8.5%、均等割額1万5,600円、平等割額2万1,400円、限度額を47万円とし、新たに後期高齢者支援金分といたしまして、所得割額2.3%、均等割額6,000円、平等割額4,000円、限度額12万円が国民健康保険税の算定に追加されるものでございます。

なお、この改正により、介護納付金とあわせて課税総額の変更はございませんが、限度額が65万円から68万円に変更になるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております専決処分3件に対する質疑は6月11日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 10. 第 30 号議案

日程第 11. 第 31 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 9、第 29 号議案から日程第 11、第 31 号議案までの条例改正 3 件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第 29 号議案から第 31 号議案までは、福岡県の単独医療費支給事業に伴い、関係条例の改正を行うものでございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第 29 号議案の中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましても、喫緊の課題でございます少子化対策、子育て支援の充実の一環として、福岡県の乳幼児医療制度改正に伴うものでありまして、改正の主な内容は、本市と同様に通院について 6 歳の就学前までに引き上げを行うこと、乳幼児医療の自己負担額を定額制とすることでございます。

具体的には、3 歳に達した翌月から 6 歳の就学前までの乳幼児における医療費の自己負担額が現行の初診料及び往診料の一部を自己負担分相当額としていたものを、入院の場合にあつては、1 日につき 500 円、一月の限度額を 3,500 円とし、また入院以外の場合にあつては、一月の上限額を 600 円とするものでございます。

次に、第 30 号議案の中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましても、子育て支援の一環といたしまして、医療費の支給対象者を「母子家庭」に「父子家庭」を加えた「ひとり親家庭」として、母子家庭のみならず、父子家庭においても医療費の経済的負担を軽減するものでございます。

具体的には、先の乳幼児医療費の支給に関する条例と同様に、医療費の自己負担分相当額を定額制といたしまして、入院の場合にあつては、1 日につき 500 円、一月の限度額を 3,500 円とし、また入院以外の場合にあつては、一月の上限額を 800 円とするものであり、題名も「中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例」に改正するものでございます。

次に、第 31 号議案の中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましても、障害者医療において生じております障害種別間の格差の是正を図るため、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の 1 級に該当される方」を新たに医療費の支給対象者に加えるものでございます。

このことにより、精神障害のある方は、精神疾患に係る治療に関する国の公費負担制度に一般医療の助成が加わることとなり、障害者及び保護者の経済的負担が軽減されます。

また、特別障害者手当に準拠いたしました所得制限も新たに設けております。

また、医療費の自己負担分相当額を初診料、往診料、食事療養標準負担額及び生活療養

標準負担額から、入院の場合にあつては、１日につき５００円、一月の限度額を１万円とし、一定の所得に満たない方はさらに自己負担分相当額を軽減しております。また、通院の場合にあつては、一月につき５００円を限度額といたし、条例の題名を「中間市重度障害者医療費の支給に関する条例」に改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、いずれの条例も平成２０年１０月１日とするものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正３件に対する質疑は６月１１日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第１２．会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第１２、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第７６条の規定により、議長において草場満彦君及び中尾淳子さんを指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前１０時３０分散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 草 場 満 彦

議 員 中 尾 淳 子